

北谷町宮城区自治会会則

(名称及び事務所の所在地)

第1条 この自治会は、北谷町宮城区自治会（以下「自治会」という）と称し、事務所を宮城区公民館に置く。

(目的)

第2条 自治会は、相互扶助を基本とし、会員の福祉の増進、教育文化及び生活の向上、会員相互の親睦並びに地域環境の整備を図り、明るく住みよい地域社会の建設を目的とする。

(事業)

第3条 自治会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の相互扶助及び親睦の促進に関すること。
- (2) 会員の福利厚生に関すること。
- (3) 会員の教育文化及び生活の向上に関すること。
- (4) 地域環境の整備に関すること。
- (5) 防犯及び災害対策に関すること。
- (6) その他、自治会の目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

第4条 自治会は、宮城区に住所を有する者を会員とし、世帯を単位として組織する。

- 2 転出と同時に会員の資格を喪失する
- 3 前項の規定にかかわらず、当該区内において事業又は商売を営む者で、本自治会に賛同する者を賛助会員とすることができる。

(会員の権利)

第5条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 自治会の所管する諸施設の使用及び諸事業の特典を享受
- (2) 自治会役員選挙及び被選挙権
- (3) 自治会運営についての意見の具申

(会員の義務)

第6条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 会則及び機関の決定に服する義務
- (2) 自治会費を納入する義務

(機関)

第7条 自治会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 区政委員会
- (3) 各委員会
- (4) 選挙管理委員会

(班の編成)

第8条 自治会の活動を円滑に行うため班を編成し、各班に班長を置く。

(専門委員会の設置等)

第9条 第3条の事業を行うため、活動機関として次の専門委員会を設置し、各専門委員長を置く。各委員会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総務委員会 総務委員長、各班班長。
- (2) 文化委員会 文化委員長、各班副班長、区政委員。
- (3) 体育委員会 体育委員長、各班副班長、区政委員。

2 前項に規定する専門委員会の各委員長は自治会長任命とする。

- (1) 第2項に規定する委員長には別に定める手当を支給することができる。

(総会)

第10条 総会は、この自治会の最高の議決機関であり、代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、前条に規定する班ごとに、10世帯ごとに1名を互選する。ただし、小数点以下が生ずる場合は、四捨五入するものとする。
- 3 前項の規定により代議員が互選されたとき班長は、自治会長に報告しなければならない。

(総会の招集等)

第11条 総会は、定期総会と臨時総会とし、自治会長が招集する。

- 2 定期総会は、毎年4月に開催する。
- 3 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 自治会長が必要と認めたとき。
 - (2) 代議員の3分の1以上の者から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した文書をもって3日前までに通知しなければならない。
- 5 総会は、代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)で成立し、議事は出席者の過半数で決する。
- 6 総会の議長は出席者の中から選出する。

(総会の権限)

第12条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 自治会長の罷免に関する事。
- (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (3) 予算の決定及び決算の承認に関する事。
- (4) 財産の取得又は処分に関する事。
- (5) 事業計画に関する事。
- (6) その他重要事項に関する事。

(区政委員会)

第13条 区政委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 自治会長
- (2) 総務委員長、文化委員長、体育委員長
- (3) 班長、副班長
- (4) 区政委員

2 前項第4号に規定する区政委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 婦人会長、青年会会長、老人クラブ会長、学力向上対策推進協議会支部長、民生委員児童委員、防犯分会副分会長、自主防災会副会長、青年育成会会長、顧問

3 区政委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会において委任された事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 50万円未満の補正予算に関する事項
- (4) 自治会長からの諮問事項
- (5) 緊急に処理を要する事項
- (6) その他自治会の運営及び活動に関する事項

(区政委員会の招集等)

第14条 区政委員会は、必要に応じて自治会長が招集する。ただし、構成員の2分の1以上の要求があるときは、自治会長は速やかにこれを招集しなければならない

2 区政委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した文書をもって2日前までに通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

3 区政委員会の定足数及び表決は、総会の規定に準ずる。

(選挙管理委員会)

第15条 選挙管理委員会は、総務委員会で構成し選挙に関する事務を行う。

第16条 自治会に次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|--------|-----------|----|
| (1) 自治会長 | 1人 | (5) 総務委員長 | 1人 |
| (2) 班長 | 各班1人 | (6) 体育委員長 | 1人 |
| (3) 副班長 | 各班2人以内 | (7) 文化委員長 | 1人 |
| (4) 監査委員 | 2人 | | |

2 役員の任期は、自治会長は4年とし、ただし、任期の途中で自治会長が欠け、選挙によって選出された場合の任期は4年とする。前項第2号から第7号の役員にあっては1年とし、再任を妨げない。また、役職をもって充てる者については、その役職の任期とし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。尚、監査委員は自治会長が任命し区政委員会で報告する。

3 前第1項に規定する役員に給料又は手当を支給することができる。

- (1) 自治会長の給料月額、町から支給される自治会事務委託料に自治会長手当を加えた額とする。
- (2) 監査委員の手当は1人5,000円とする。
- (3) 総務委員長、体育委員長手当は各50,000円とし、文化委員長手当は30,000円とする。
- (4) 各班長(20,000円)、副班長(各10,000円)手当を支給する。

(役員の仕事)

第17条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 自治会長は、自治会を代表し、すべての会務を統轄するとともに、町との事務委託契約を締結する。
- (2) 区政委員は、区政委員会に参加し会務を分担するとともに、自治会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 監査委員は、会計業務を監査する。
- (4) 班長は班を代表し、班のすべての業務を処理するとともに自治会費の徴収、自治会及び町からの事務連絡等の伝達を担当し、区政委員会に参加する。

(書記の設置)

第18条 次に掲げる自治会の会務を処理するため、書記を置くことができる。

(1) 自治会の記録及び会計業務

(2) その他自治会の運営に必要な事項

2 書記は区政委員会に諮り、自治会長が任命する。

3 書記の任期は2年とし、手当を支給するものとする。

(自治会の経費)

第19条 自治会の経費は、自治会費、使用料、補助金、寄付金、繰越金及びその他の雑収入をもって充てる。

(自治会費)

第20条 自治会費は、世帯ごとに月額300円とする。ただし、3班、4班、5班については、月額400円を徴収するものとする。

2 自治会長は次に掲げる世帯について、区政委員会の承認を得て自治会費を減免することができる。

(1) 生活保護世帯

(2) 老齢年金世帯

(3) その他特別な事情があると認められる世帯

3 自治会長は、区政委員会の議決を得て臨時自治会費を徴収することができる。

(会計年度)

第21条 自治会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(助成金)

第22条 自治会長は区政委員会の議決を得て、自治会の会員で組織する団体に助成金を交付することができる。

(会則の改廃)

第23条 本則は総会の議決によって改廃することができる。

附 則

この会則は、昭和55年6月29日から施行する。

この会則は、平成2年4月16日から施行する。

この会則は、平成5年4月23日から施行する。

この会則は、平成6年4月15日から施行する。

この会則は、平成8年4月27日から施行する。

この会則は、平成9年4月26日から施行する。

この会則は、平成10年4月25日から施行する。

この会則は、平成20年4月27日から施行する。

この会則は、平成26年4月20日から施行する。

この会則は、平成29年4月30日から施行する。

この会則は、平成30年4月29日から施行する。

この会則は、令和3年4月25日から施行する。